

地方独立行政法人神奈川県立病院機構  
みらい臨床研究支援センターの運営に関する要綱

(目的及び名称)

第1条 この要綱は、地方独立行政法人神奈川県立病院機構組織規程(以下「組織規程」という。)第5条に定める「みらい臨床研究支援センター」(以下「センター」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

2 センターの英文名(略称)は、「Kanagawa Prefectural Hospital Organization Center for Advancing Translational Sciences (K-CATS)」と表示する。

(組織)

第2条 センター内の組織については、別紙のとおりとする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 臨床研究に関する支援について
- (2) 教育、人材育成に関する支援について
- (3) 倫理委員会に関する運営について
- (4) 契約、コンプライアンスに関する支援について
- (5) その他、第5条に掲げる運営会議において適当と認められる業務について

(センターに置く職)

第4条 組織規程第7条及び第8条に定める職をセンターに置く。

(運営会議)

第5条 センターに運営会議を設置し、運営に関する事項について、決定する。

- 2 座長は、センター長とする。
- 3 委員は、臨床研究支援室長、臨床研究事務室長及びその他座長が指名した者とする。
- 4 運営会議の結果については、座長が理事長に報告する。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

